

別紙 4

海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視計画

(1) 監視項目及び監視の方法

a. 海洋へ廃棄された海洋施設の量の実績

海洋へ廃棄された、海洋施設に係る構造物の名称、同サイズ、体積、重量、及び海洋施設の補助部材（フィルターユニット）について当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき実績を確認する。

b. 実際に廃棄を実施した時期

廃棄を実施した年月日を記載する。

c. 海洋への廃棄される基礎モノパイルの露出の有無及び周辺の状態

海洋への廃棄される基礎モノパイルについて、埋戻し後の露出の有無、埋戻した土砂の被覆状態、及び周辺海洋環境の状態(変化の有無)について確認する。

具体的には、潜水土又は ROV を使用した潜水調査によって海底面状態（主に切断部露出の有無）について監視し、また露出が生じていた場合はその程度について記録、報告し、かつさらなる埋戻しにより海底面下に収容する。なお、露出の程度が予測を超えて甚大になった場合は、再度の切断撤去の必要性について検討する。

d. 廃棄海域内における生態系及び海洋の利用に係る変化

海洋施設の廃棄前における廃棄海域内の生態系及び海洋の利用に関する海洋環境影響調査項目（表-3）について事前評価を行い、廃棄実施後の生態系及び海洋の利用に及ぼす影響の有無について5年間にわたり毎年1回実施する。

具体的には、潜水土又は ROV を使用した潜水調査により廃棄海域内における海洋環境影響調査項目に係る状態を目視により評価するほか、海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集、及び必要に応じて専門家その他の知見を有するものから聴取する。

表-3 生態系及び海洋の利用に関する海洋環境影響調査項目

①生態系	A. 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態 B. 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態 C. 熱水生態系その他特殊な生態系の状態
②海洋の利用	A. 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 B. 海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況 C. 漁場としての利用状況 D. 主要な航路としての利用状況 E. 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況

e. その他の補助部材（フィルターユニット）の状態

補助部材（フィルターユニット）の設置位置及び状態に変化がないか、潜水土又は ROV による潜水調査により目視及びカメラによる撮影を行って確認する。

(2) 監視の実施時期、監視報告及び報告頻度

a. 監視の実施時期及び報告時期

本海洋施設は、その設置以降経時的に海洋施設の状況について情報が得られていることから、それらの情報を活用して適切な監視時期を定めて監視を行う。

具体的には、当該海洋施設の海洋への廃棄については廃棄後遅滞なく行い、その後の経過については、海洋施設の海洋への廃棄後 5 年間*の期間、年 1 回監視を行う。

b. 監視の頻度及び監視内容

年 1 回以下の時期に監視を行う。

令和 9 年 7 月**：海洋へ廃棄される基礎モノパイル、補助部材（フィルターユニット）及び周辺の状態、廃棄海域内における生態系及び海洋の利用に係る変化

令和 10 年 7 月**：同上

令和 11 年 7 月**：同上

令和 12 年 7 月**：同上

令和 13 年 7 月**：同上

*気象海象や海底面の季節変動を考慮し監視期間を 5 年に設定した。

**調査時期は海象が落ち着き潜水等が可能な 7 月を予定した。

なお、令和 13 年 7 月時点で基礎モノパイル切断部の露出が確認されない場合は、状態が安定したものと考え、これ以降の調査は実施しない。

<露出が確認された場合の対応>

上記監視期間中に基礎モノパイル切断部の露出が確認された場合は、その程度について記録、報告し、かつさらなる埋戻しにより海底面下に収容する。なお、露出の程度が予測を超えて甚大になった場合は、再度の切断撤去の必要性について検討する。

c. 監視報告

海洋施設の海洋への廃棄 → 廃棄後遅滞なく行い、環境大臣へ報告する。

廃棄された海洋施設の状態 → 令和9年～令和13年の期間、年1回監視し、
遅滞なく環境大臣へ報告する。

生態系及び海洋の利用に係る変化→同上